

第三部

新風呂便所棟

第一章 概要

第一節 構造形式

概要 修理前 主屋部は桁行五・二メートル、梁間三・六メートル、寄棟造

棧瓦葺き。南側突出部は桁行四・五メートル、梁間一・八メートル、

切妻造棧瓦葺き。南端を主屋に接続。

竣工 修理前と同じ。

平面 修理前 主屋部は桁行三間半、梁間二間で、東面南側に「洗面室」、

北側に「風呂」を設ける。西面南側は「便所前室」、北側に「便所東

室」と「便所西室」を設ける。南側突出部は桁行二間半、梁間一間

で、東面北側を「廊下」、南側を「物入」とし、西面を「縁」とする。

竣工 修理前と同じ。

基礎 修理前 主屋部・南側突出部とも側廻りに凝灰岩の布石を廻らす。

礎石は凝灰岩切石。東石は自然石。

竣工 修理前と同じ。

軸部 修理前 主屋部は側廻りの切石に柱を建て、内部の柱は礎石建。側

廻りに桁を廻らし梁を架ける。南側突出部は側廻りの切石に柱を建

て、内部の柱は礎石建。東面・西面に桁を架け、中通りを建てのぼ

せ柱とし棟木を架ける。

竣工 修理前と同じ。

小屋組 修理前 主屋部は敷桁・梁上に小屋束を建て、母屋を廻らし棟木を

載せる。化粧垂木は疎垂木とし、軒は化粧野地板、その他は野木舞

とする。

屋根 竣工 修理前と同じ。

修理前 主屋部は寄棟造棧瓦葺き、大棟熨斗積み、雁振紐丸瓦、南

端・西端鬼瓦据付。隅棟熨斗積み、雁振紐丸瓦、隅鬼据付。南側突

出部は切妻造棧瓦葺き、大棟熨斗積み、雁振紐丸瓦、北端は主屋部

隅棟に接続、南端は主屋下屋庇に接続。土居葺きは杉皮、谷は銅板。

竣工 土居葺きをアスファルトルーフィングとし、その他は修理

前と同じ。

床 修理前 「縁」・「濡れ縁」は樽縁、「廊下」は拭板張り。「風呂」・「洗

面室」・「便所前室」・「便所東室」・「便所西室」はタイル張り。

竣工 修理前と同じ。

天井 修理前 「縁」は化粧屋根裏天井。「洗面室」・「廊下」は鏡天井。「風

呂」は勾配天井。「便所前室」は棹縁天井。「便所東室」は鏡天井。

「便所西室」は格天井。

竣工 修理前と同じ。

柱間装置

主屋部

修理前 「外側」
西面 北端一間および南端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓縦格子、

内法上土壁。

南面 西端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓縦格子、腰上土壁。東

端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓ガラス戸引違い、内法上土壁。

東面 南端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓ガラス戸引違い、内法

上土壁。北端一間腰モルタル塗り、中敷居窓アルミサッシ引違い、

中敷居窓ガラス戸引違い、内法上土壁。

北面 東端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓ガラス戸四枚引違い、

内法上土壁。中一間および西端一間腰簷子下見板張り、中敷居窓縦

格子、内法上土壁。

南側突出部

西面 内法下腰割竹堅張り、内法腰付ガラス戸四枚引違い。

東面 内法下開放、南端一間縦板張り、中一間内法物入板戸引違い、内法上土壁、北端一間の南端縦板張り、北端内法アルミサッシ片開き、内法上横板張り。

竣工〔外側〕

主屋部

南面 修理前と同じ。

東面 修理前と同じ。

北面 修理前と同じ。

西面 修理前と同じ。

南側突出部

東面 修理前と同じ。

西面 修理前と同じ。

修理前〔内側〕

便所前室 北面西端一間の西端腰タイル張り、腰上土壁、東端内法板戸片開き、内法上土壁。中一間内法開放(建具欠失)、内法上土壁。

東端一間土壁。東面北端一間・南端一間土壁。南面東端一間内法板戸片開き、内法上土壁。西端一間腰タイル張り、中敷居窓ガラス戸引違い、腰上土壁。西面腰タイル張り、中敷居窓ガラス戸引違い、内法上土壁。

便所西室 北面腰タイル張り、腰上土壁、中敷居窓ガラス戸引違い。東面腰タイル張り、腰上土壁。南面内法上土壁、西端腰タイル張り、腰上土壁。西面腰タイル張り、腰上土壁、中敷居窓ガラス戸引違い。

便所東室 北面腰タイル張り、腰上土壁、中敷居窓ガラス戸引違い。

東面腰タイル張り、腰上土壁。南面内法上土壁。西面腰タイル張り、腰上土壁。

洗面室 北面腰タイル張り、腰上土壁。東面腰タイル張り、中敷居窓ガラス戸引違い、窓上土壁。南面腰タイル張り、中敷居窓ガラス戸引違い、内法上土壁。西面内法アルミサッシ引違い、内法上開放。

風呂 北面腰タイル張り、中敷居窓ガラス戸四枚引違い。東面腰タイル張り。南面東端一間腰タイル張り、腰上土壁。中一間内法アルミサッシ片開き、内法上土壁。西端一間腰タイル張り、腰上土壁。西面腰タイル張り、腰上土壁。

廊下 北面内法上土壁。南端一間物入縦板張り。西面南端一間、板戸片引き、内法上土壁。北端一間土壁。――
縁 北面内法上土壁。東面北端一間土壁。中一間物入板戸引違い、内法上土壁、南端一間土壁。南面内法上土壁。

竣工〔内側〕

便所前室 修理前と同じ。

便所西室 修理前と同じ。

便所東室 修理前と同じ。

洗面室 修理前と同じ。

風呂 修理前と同じ。

廊下 修理前と同じ。

縁 修理前と同じ。

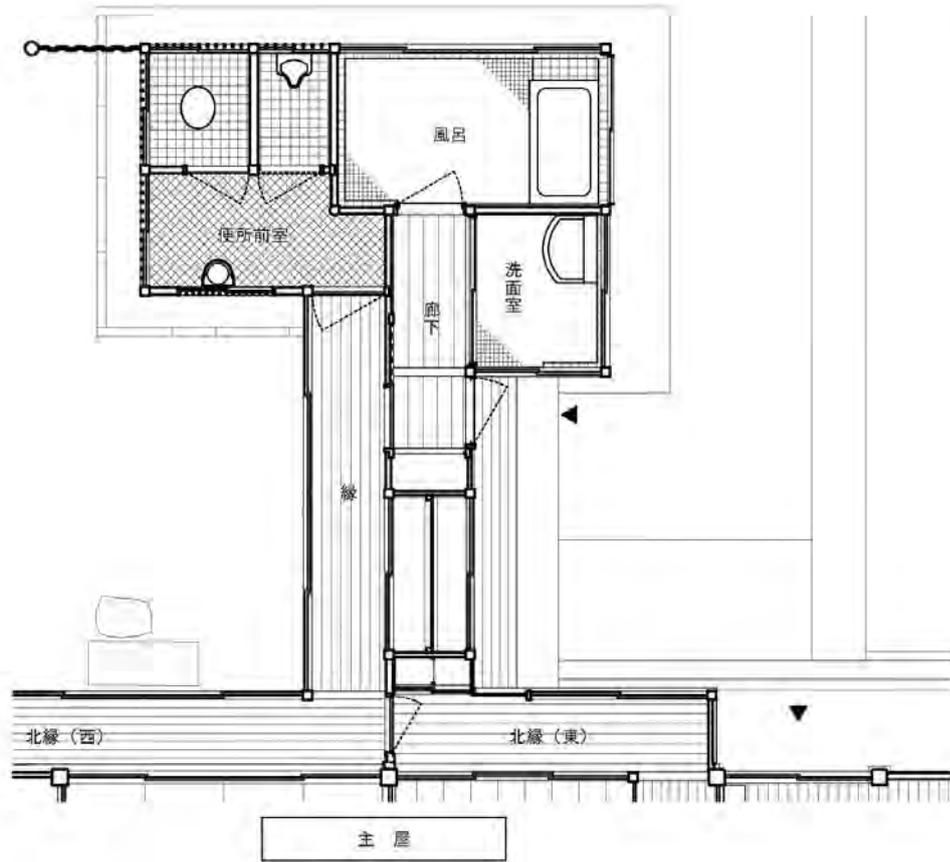


図 1-1、修理前・竣工 平面図

軒	高	柱礎石上端から棟頂上まで	(主屋部)	西面	二・四四 m
軒	高	柱礎石上端から広小舞外下角まで	(主屋部)	東面	二・三三 m
軒の出	側柱真から広小舞外下角まで	(主屋部)		西面	〇・五七 m
軒の出	側柱真から広小舞外下角まで	(主屋部)		東面	〇・七四 m
梁間	梁間両端柱真々	(主屋部)		西面	一・八二 m
梁間	梁間両端柱真々	(主屋部)		東面	三・六四 m
桁行	桁行両端柱真々	(主屋部)		西面	四・五五 m
桁行	桁行両端柱真々	(主屋部)		東面	五・一五 m
平面積	側柱真々内側面積	(主屋部)			二・三六五 m ²
軒面積	広小舞外下角内側面積	(主屋部)			四・一三八 m ²
屋根面積	平葺面積	(主屋部)			五・一一九 m ²

第二節 規模

第二章 調査事項

第一節 破損状況

第一項 基礎

礎石や布石の大きな破損はみられなかった。

第二項 軸部

柱の不陸を床レベルで測定したところ、全体的に一〇ミリメートル台の数値であった。三〇ミリメートル台の不陸は一箇所のみで、最大値は三三ミリメートルであった。「ち一」柱以外は主屋座敷廻りと同様に、比較的健全な状態であった。柱の傾斜を内法高さである五尺八寸で計測したところ、一桁台から一〇ミリメートル台前半の数値であった。傾斜方向としては、主屋と同様に全体的に東へ傾斜していた。

「へ一」・「ち一」・「ち四」柱の足元には、蒸れ腐れがみられた。また「ち一」・「ち四」の四本の半柱の足元は、高さ五寸ほど蒸れ腐れによって欠失していた。

第三項 小屋組・軒廻り

小屋組は北西隅木廻りの雨腐れが大きく、桁から先は隅木上端が原形を留めていない状態であった。その他は後世に修理されている部分も含め、比較的健全な状態であった。

軒廻りは、部分的に雨水の浸入による雨腐れがみられ、化粧裏板・広小舞・瓦座・垂木鼻先に雨腐れがみられた。



図 2-1、解体番付図



図 2-2、柱不陸図 (修理前)

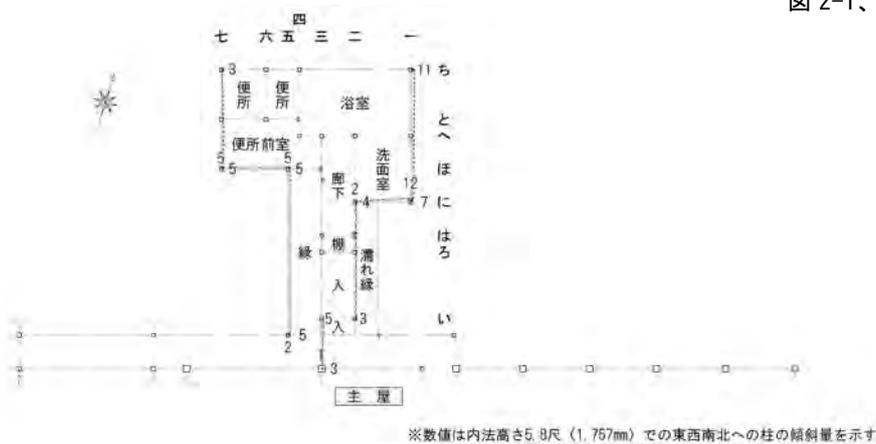


図 2-3、柱傾斜図 (修理前)

第四項 床組

渡り廊下は比較的健全な状態で、大きな破損はみられなかった。

第五項 屋根

全体的に葺き乱れが大きく、特に北西隅の棟積みと周辺の平葺きは、雨水の浸入により崩壊していた。その他は部分的に葺替えられていた。

第六項 造作

比較的健全な状態で、大きな破損はみられなかった。

第七項 建具

昭和三〇年代以降の修理で、アルミサッシに取替えられている部分や欠失建具があった。現存している木製建具は、ガラスの部分的な割れや戸板の止釘・開き戸の丁番の弛緩などがみられたが、大きな破損はみられなかった。

第二節 技法調査

第一項 計画寸法

柱間寸法と柱断面寸法を実測したところ、三尺・四尺・四尺五寸・五尺・六尺といった柱真々制であった。解体していないので横架材に記された真墨から通り真寸法を実測することは不可能であった。主屋は五寸八分×二尺九寸の畳を基準とした畳割り制だったので、新風呂便所棟の計画寸法は主屋とは異なっていた。なお奥座敷棟は新風呂便所棟と同じ柱真々制で計画されていた。

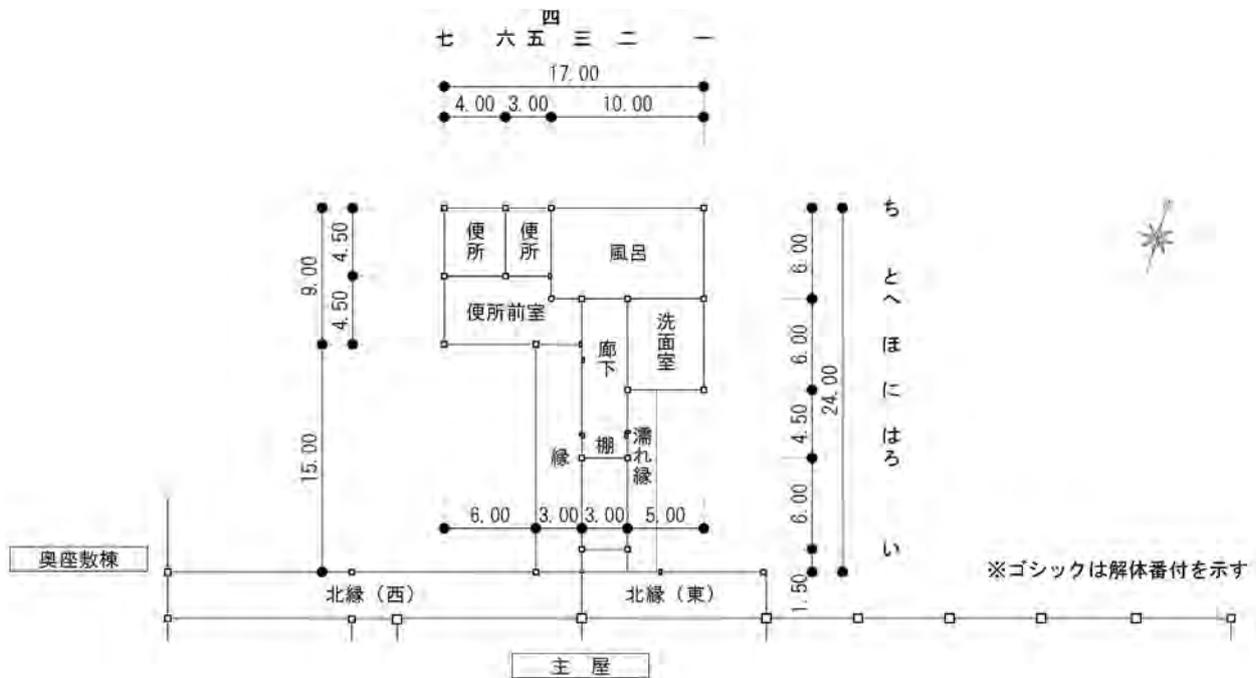


図 2-4、計画寸法図

第二項 当初番付

「風呂」・「便所前室」・「便所」・「洗面室」で構成されている主屋部の柱番付は確認できたが、主屋部小屋番付と「縁」・「物入」で構成される南側突出部の当初番付は、解体しなかつたので確認することができなかった。

主屋部外壁腰の簷子下見板を取外したところ、腰貫・胴貫に当初柱番付が記されていた。当初番付は、北西隅柱の「い壺」を起点とし、東へ「い・ろ・は」、南へ数字を用いた「い・ろ・は」と数字の組合せ番付であった。解体番付「いち」・「ち四」足固め貫の西端北面には「は表左」と記されていた。鈴木朋之棟梁によると、解体番付「五通り」が当初番付の「は通り」となり、北正面で「は通り」の左側に通り真がずれているため「左」となるが、「表」は分からない。正面という意味ではないか、ということだった。「左」・「右」という表記は主屋の大引でも用いられていた。

「縁」・「物入」で構成される南側突出部の当初番付を推定で示したが、違う可能性がある。明治十一年（一八七八）以降と推測する「掛川行在所平面図」（第一部第二章第五節参照）には前身の新風呂便所棟が描かれていて、昭和八年（一九三三）作図の「史蹟指定時の図面」（第一部第二章第五節参照）には現在の新風呂便所棟が描かれている。間取りが大きく違うのは「風呂」・「便所」で構成された主屋部で、南側突出部は間取りが似ていることから、前身の南側突出部を残したまま主屋部を解体し、現在の新風呂便所棟を新築した可能性がある。



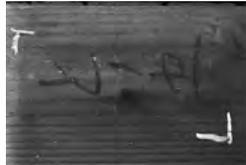
1、貫「は表左」



2、貫「いノ四」



3、貫「とノ三」



4、貫「とノ五」

写真 2-1、柱当初番付

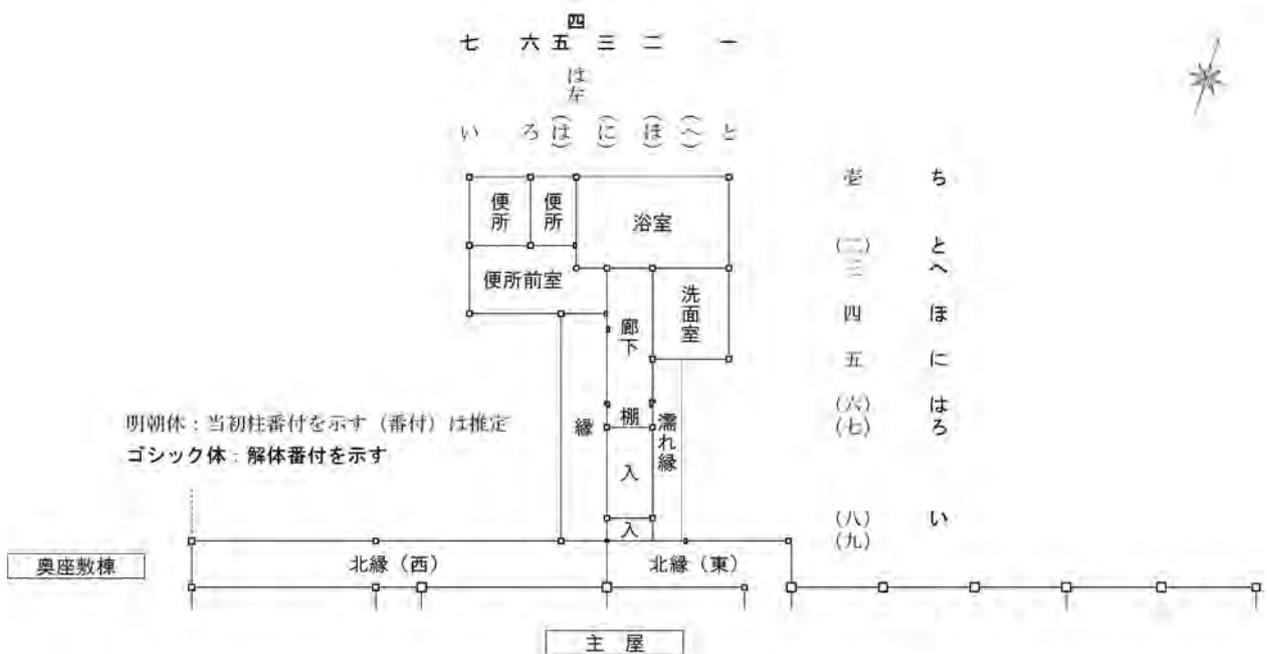


図 2-5、当初推定番付図

第三項 基礎

礎石は布石で、主屋部は周囲に廻らし、南側突出部は「二通り」に据えていた。布石は凝灰岩の伊豆石で幅五寸、外側上端角は面幅一寸の大面取りであった。主屋部の間仕切り床下の基礎はレンガ積みがみられた。当初材と推測する。床組を解体していないので、束石等詳細は未調査である。

第四項 軸部

柱 三寸三分角のヒノキで、「へ四」柱のみ北東角を残しその他を丸く削り木としていた。柱脚は布石建てであった。解体していないので詳細は未調査だが、主屋部と南側突出部では柱の木柄に差があり、南側突出部のほうが古く見える。主屋部は当初材、南側突出は前身建物の可能性がある。

軒桁 主屋部は幅三寸五分×成五寸八分、南側突出部は「二通り」が幅三寸五分×五寸三分、「四通り」幅が三寸五分×成六寸八分のマツであった。主屋の軒桁は垂木彫りされていたが、新風呂便所棟は全体にコガエリの加工が施されていた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。主屋部の軒桁の桁鼻は長方形断面だが、化粧垂木が載る部分はコガエリがあるため、井桁に組む仕口手前で槍鉋の穂先のようにコガエリが消されて長方形断面になるよう加工されていた。同じ加工が奥座敷棟でもみられた（写真二二三参照）。

足固め 幅二寸×成四寸八分のヒノキで、「ち六」く「ち七」、「ほ七」く「と七」で確認できた。柱に小根柄差し鼻栓締めであった。その他は未調査だが当初材と推測する。

貫 足固め貫・腰貫・胴貫が部分的に確認できたが、内法貫は確認できなかった。貫は成三寸七分×厚八分のヒノキであった。東西方向の貫は木口下端角を下げ鎌に加工して上楔、南北方向の貫は木口上端角を上げ鎌に加工して下楔で締めていた。解体していないのでその他は未調査だが当初材と推測する。



2、「に一」足元



1、「ち一」足元



4、便所前室床下
写真 2-2、礎石



3、「に二」足元



1、新風呂便所棟軒桁上端



2、奥座敷棟軒桁上端
写真 2-3、軒桁上端

差し敷居 「縁」西面に設けられていた。幅三寸二分×成四寸七分のヒノキで、溝幅八分・ヒバタ四分の二本溝であった。溝にはカシが埋め込まれていた。
主屋との接続部を含め、軸部は解体していないので詳細は未調査だが、前身建物の可能性がある。

第五項 床組

「便所前室」は、根太を設け荒板をメカスで止めていた。全室解体していないので詳細は未調査である。

第六項 小屋組

敷桁・敷梁・小屋束・母屋・棟木 解体していないので未調査である。

隅木・谷木 隅木は主屋部の四隅に設けられ、幅三寸×成三寸四分のマツで、全面台鉋仕上げであった。軒先に僅かな軒反りがあったが、隅木は反りのない棒隅であった。鈴木朋之棟梁によると、僅かに軒反りを付ける場合、隅木を棒隅とし、桁・隅木仕口の落ち掛りを僅かに上げて軒反りとして見せる工法で、遠州ではよく採用する工法だという。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

化粧垂木 幅一寸五分×成一寸八分のマツで、主屋部は軒桁から鼻先を台鉋仕上げ、軒桁から棟木までを木挽き、軒桁・母屋・棟木に洋釘止めしていた。垂木は総割りで、約一尺二寸間隔であった。取替えた化粧垂木の打替えがなかったことから当初材と推測する。南側突出部は軒先から化粧棟木までを台鉋仕上げしていた。東流れと西流れの南側八本は当初材と推測するが、西流れ北側八本は昭和三〇年代以降に取替えられた。解体していないので詳細は未調査である。

野垂木 南側突出部に設けられ、幅一寸五分×成二寸のマツで、化粧垂木・棟木に洋釘止めしていた。垂木間隔は化粧垂木に合わせていた。南側突出部西流れ北側は昭和三〇年代以降に取替えられていた。その他は当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

第七項 軒廻り

広小舞 主屋部は幅二寸九分×厚一寸のヒノキ、全面台鉋仕上げ、化粧垂木に洋釘止め、継手は目違柄差し、仕口は突付けであった。当初と推測する。南側突出部の西流れ軒先は、南側が幅三寸三分×厚六分で、北側が幅二寸五分×厚六分、ともにヒノキで表面加工は台鉋であった。木柄の違いから南側が当初材、北側は昭和三〇年代以降に取替えられた。広小舞上端には淀が載るが、南側突出部東流れ軒先だけ広小舞ではなく淀であった。解体していないので詳細は未

調査である。

登り小舞 主屋部と南側突出部東流れは軒裏に、南側突出部西流れは軒先から化粧棟木まで、化粧垂木上端に全面台鉋仕上げの登り小舞を洋釘止めしていた。登り小舞は幅二寸×厚五分で、下端両角は丸面取り加工していた。

主屋部の軒桁から棟木までの垂木上端には、軒先から棟まで野小舞に段差が生じないよう、化粧裏板と同じ高さになるように幅一寸五分×厚一寸の登り小舞を洋釘止めしていた。また隅木・谷木上端も垂木上の登り小舞と同じように、幅四寸五分×厚一寸の登り小舞を洋釘止めしていた。

南側突出部西流れ北側は昭和三〇年代以降、その他は当初材と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

淀 幅三寸三分×見付厚一寸二分のヒノキ、化粧面台鉋、その他は木挽き、主屋部・南側突出部西流れは広小舞上端に、南側突出部東流れは化粧垂木上端に洋釘止めされていた。継手・仕口とも目違柄差しであった。主屋部の東流れの一部と南側突出部の西流れ北側は昭和三〇年代以降、その他は当初材と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

化粧裏板 主屋部と南側突出部東流れは軒裏に、南側突出部西流れは軒先から化粧棟木まで、木目を垂木と平行にして張られていた。化粧裏板は幅一尺一寸七分×厚五分のマツで、下端が台鉋、その他は木挽きであった。化粧裏板の両木口には幅全体に目違柄が加工されていて、軒先は広小舞に設けた溝決りに、軒桁上は広小舞と同じ加工が施された化粧小舞の溝決りに差し込まれ、側面は化粧垂木上端の登り小舞に洋釘止めしていた。化粧裏板の反り止めとして、一方から差し込むように加工された吸付棧が二列で差し込まれていた。部分解体した化粧裏板の止釘に打替えがなかったことから当初材と推測する。南側突出部西流れ北側は昭和三〇年代以降の修理で化粧合板に取替えられていた。



1、化粧裏板吸付棧



2、同上吸付棧昭和藪

写真 2-4、化粧裏板

野小舞 幅三寸×四寸×厚五分×八分のマツで、表面加工は木挽きの板を、軒桁から軒先までは化粧裏板上端に載せ垂木へ洋釘止め、軒桁から棟までは垂木上端・隅木・谷木上端の登り小舞に洋釘止めしていた。一部に取替えた跡がみられたが、その他は打替えがないことから当初材と推測する。南側突出部西流れ北側は、昭和三〇年代以降の修理で取替えられていた。

瓦座 一寸角のマツで表面加工は木挽き、淀に洋釘止めしていた。当初材と推測する。南側突出部西流れ北側は、昭和三〇年代以降の修理で取替えられていた。

面戸 主屋部の面戸は、すべて鉄製網を洋釘止めしていた。「便所」天井には換気口、「風呂」天井には湯気抜きがあることから、「便所」の臭気と「風呂」の湯気を小屋裏から廃棄するために面戸を鉄製網にしたと考えられる。なお、新風呂便所棟の面戸で使われていた鉄製網は、奥座敷棟「奥座敷」壁面上部幕板

の換気口で使われていた鉄製網に類似していた。また「便所」と「風呂」の小
屋裏境には中塗土で界壁が設けられていた。当初材と推測する。



1、新風呂便所棟面戸



2、奥座敷棟奥座敷壁面上部幕板換気口天井裏
写真 2-5、面戸鉄製網

第八項 屋根

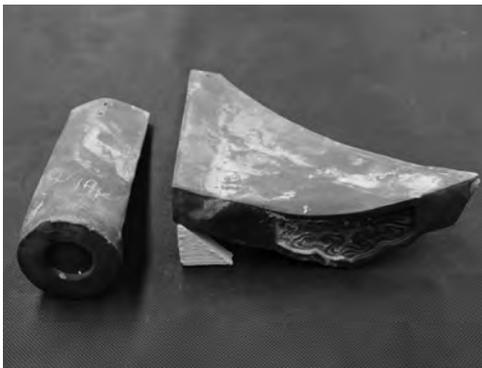
土居葺 幅六寸く一尺×長さ三尺の杉皮で、軒先は長さ一尺三寸の杉皮を下張
りし、軒先から葺足一尺五寸で葺上げ、棟は杉皮を山型に曲げていた。隅・谷
は幅一尺一寸の杉皮を増し張りしていた。主屋部の西流れ・北流れ・東流れ・
南流れ東側と南側突出部の東流れの土留棧は、幅一寸二分の割竹を洋釘止めし
ていたが、主屋部南流れ西側の土留棧は割竹と幅八分×厚七分の木材が混ざっ
ていた。南側突出部西流れは南側が割竹、北側が木材であった。谷には捨て銅
板が張られていた。土留棧が竹の部分は当初、木材の部分は昭和三〇年代以降
に葺替えられていた。



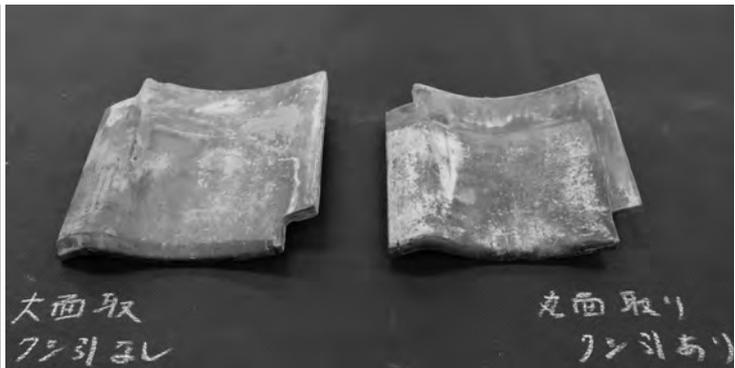
3、灯台と切隅（水返しあり）



1、軒棧瓦
左：上端上角面取小、右：上端上角面取大



4、灯台と切隅（水返しなし）
写真 2-6、瓦



2、棧瓦
左：上端上角大面取、右：上端上角丸面取



5、谷軒棧瓦



6、鬼瓦 山崎家の家紋：下りバラ藤
写真 2-6、瓦

瓦 主屋部は寄棟造棧瓦葺きで、軒棧瓦の瓦当は主屋下屋瓦と同じ剣型であった。南側突出部は切妻造棧瓦葺きで、軒棧瓦は主屋部と同じであった。棧瓦の大きさは幅八寸四分×長さ七寸七分と幅八寸六分×長さ八寸一分、軒棧瓦の大きさは幅八寸五分×長さ六寸二分と幅八寸六分×長さ六寸七分で、葺足五寸四分・働き幅七寸四分と葺足五寸六分・働き幅七寸五分で二種類の瓦が混ざって葺かれていて、上端上角の面の取り方に違いがみられた。南側突出部西流れ北側だけ昭和三〇年代以降の瓦だった。主屋部南流れ東端と東流れ北端の切隅瓦には、遠州では灯台と呼ばれる瓦が用いられていた。瓦は土葺きで、南側突出部西流れ北側を除き、すべてベタ置きであった。また谷には筋違い瓦が用いられていた。

隅棟は大名肌熨斗一段・大名割熨斗一段・紐丸瓦・隅巴で隅鬼には山崎家の家紋である「下がりバラ藤」が刻まれていた。

主屋部の棟は曲り棟で、大名肌熨斗一段・大名割熨斗二段・紐丸瓦で鬼瓦の家紋は隅鬼と同じであった。肌熨斗・割熨斗とも瓦当は高さ一寸二分程度の前垂れが付いていた。河原崎瓦店の河原崎太輔氏によると、前垂れが付いた熨斗を遠州では大名熨斗という。雀口の仕上げは、痕跡がなかったので不明である。瓦は昭和十九年（一九四四）の昭和東南海地震後に葺替えたと推測する。

第九項 造作

一、床廻り

床板 「縁」の床板は幅三寸四分×三寸七分のヒノキ、「廊下」の床板は幅四寸六分×五寸七分のヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

雑巾摺・巾木 「縁」・「便所前室」・「廊下」に設けられ、雑巾摺は成八分・巾木は成二寸九分のヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

薄敷居 「縁」東面北間は幅三寸一分×成三寸、東面南間は幅三寸一分×厚八分、「濡れ縁」の屋外物入は幅二寸七分×成三寸二分で、ともにヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

無目敷居 「便所前室」北面・南面に設けられ、幅三寸のヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

窓敷居 「便所前室」・「便所」・「洗面室」は幅三寸二分×成一寸四分、「風呂」は幅三寸一分×成四寸八分、ともにヒノキで上端に二分角の鉄製レールを取付けていた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

二、内法廻り

鴨居 「縁」東面・西面、「濡れ縁」西面は幅三寸一分×成一寸四分、「便所前室」・「便所」・「洗面室」・「風呂」は幅三寸一分×成一寸四分。すべてヒノキで

あった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

無目鴨居 「縁」南面は幅三寸一分×成一寸四分、「便所前室」北面は幅三寸一分×一寸、南面は幅三寸一分×一寸三分、すべてヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

付鴨居 「便所前室」・「便所」西室は成一寸四分のヒノキで、廻縁下端に取付けていた。「風呂」は成一寸四分のヒノキで、同じく廻縁下端に取付けていた。「便所」東室は廻縁下端から一寸二分下がった位置に成一寸四分のヒノキを取付け、廻縁と付鴨居の間には、直径一寸二分で中央に六分の穴をあけたドーナツ型のマツの飾りを嵌め込んでいた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

三、天井廻り

廻縁 「便所前室」・「便所」はヒノキ、「風呂」はマツ、成一寸四分で下端角を大面取りしていた。「洗面室」はマツで二重廻縁、下段の成一寸四分、上段の成一寸五分で、下段下端角を大面取りしていた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

棹縁 「便所前室」は猿頬面取りで幅八分×成九分のマツ、下端面内寸法は五分であった。「便所」西室は井桁に組んだ猿頬面取りで幅一寸一分×成一寸のマツ、下端面内寸法は六分であった。「風呂」は勾配天井で中央に一段高い湯気出しを設けていた。四隅に一寸五分角の隅木を設け、幅一寸五分×成一寸八分の額縁を、湯気出しに廻縁を廻らす。湯気出し側面には束を建て、鉄網を張った建具を入れていた。隅木・額縁とも猿頬面取りで、下端は面内一寸であった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

天井板 「便所前室」は幅約七寸のスギ板で羽重ねしていた。「便所」西室の天井板はマツ一枚板の市松張りで、四隅を一段高し鉄網を張った換気口を設けていた。「便所」東室はマツ一枚板であった。「風呂」の勾配天井と湯気出しの

平天井も、マツ一枚板であった。「洗面室」はマツ板を七寸間隔で大和張りしていた。下板の側面は丸面取りであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

四、方立・戸当り

「便所前室」・「便所」境の方立は、幅三寸一分×厚一寸一分のヒノキであった。「縁」・「廊下」境の方立は幅二寸×厚一寸三分、戸当りは幅三寸三分×厚一寸三分でともにヒノキであった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

五、窓枠

「便所前室」南面には幅二寸九分×三寸一分×厚九分のヒノキの窓枠が設けられていた。敷居は二本溝で、溝幅五分、ヒバタ三分であった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。「風呂」東面にはアルミサッシ、南面にはアルミドア、「廊下」東面北間にはアルミサッシ、南間にはアルミドアが設けられ、木枠はヒノキであった。昭和三〇年代以降に取付けられた。

六、外廻り

濡れ縁 南側突出部東側に設けられた樽縁で縁束・縁葛・根太掛け・根太で構成されていた。縁板は幅三寸三分×厚五分、縁葛は幅一寸七分×成三寸九分、根太は一寸七分角、縁束は三寸三分角であった。昭和三〇年代以降に取替えられたと推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

腰板 主屋部の腰は簾子下見板張りで、簾縁はヒノキで上が見付一寸七分、下が見付一寸、縦が見付一寸、簾子はヒノキで見付一寸、腰板はスギで板厚二分であった。腰板は背面から洋釘止めされていた。



2、便所（東）天井詳細



1、便所（西）天井



4、風呂天井



3、洗面室天井

写真 2-7、天井

簷子下見板は柱間に納め、「便所」東室北側外部は丁番を付けた方開き戸で、その他はすべて縦の彫縁側面から柱へマイナス頭のビスで止められていた。マイナス頭のビスと同じものが主屋「式台」格天井で使われていたことから、明治四四年（一九一）と推測する（第二部図版五一参照）。

南側突出部「縁」の差し敷居く布石間の腰は、幅一寸程度の割竹を胴縁に洋釘止めていた。解体してないので詳細は未調査である。

第一〇項 壁

土壁下地 「便所前室」西側外部は、幅二寸八分×厚三分のスギ板であった。当初と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

壁土 荒壁土は長さ一寸七分の藁ササを練り混ぜた粘土質であった。当初と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

上塗 外壁は薄い黄色の半田塗りだが、「風呂」東側外部の腰はモルタル塗りであった。内部「便所前室」・「便所」は、腰をタイル張りし腰上は赤い漆喰塗り、「縁」・「廊下」は浅葱色の半田塗りであった。当初と推測する。「風呂」・「洗面室」は樹脂系の塗料が塗られた。モルタル塗り・樹脂系塗料は、昭和三〇年代以降に施工された。その他は解体していないので詳細は未調査である。

壁下地 「風呂」北側外部・「洗面室」東側外部の簷子下見板張り背面はレンガ



写真 2-8、マイナス頭のビス（明治 44 年）

積みであった。当初と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

第一項 内装

床タイル 「便所前室」は目地共七五ミリメートル角タイルで目地幅一分弱、壁面に対し四五度の角度で四半敷のように張られていた。「便所」は目地共一一〇ミリメートル角タイルで、壁面に対して平行に張られていた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。「風呂」・「洗面室」は目地共五〇ミリメ



2、便所（西）床・腰タイル



3、便所（東）床・腰タイル
写真 2-9、便所床・腰タイル



1、便所前室床・腰タイル

ートル角タイルであった。「風呂」・「洗面室」は、山崎家が関東へ移転した昭和三年から、一〇代健太郎氏に屋敷の管理を委託された横山茂氏によって、昭和三〇年代以降に改造された。解体していないので詳細は未調査である。

腰タイル 「便所前室」・「便所」の腰は目地共一一〇×六〇ミリメートルの二丁掛けタイル張りであった。漆喰塗りとの見切りには幅五〇ミリメートルのボ―ダータイルを張り、壁・床との入隅は湾曲したタイルを用いていた。当初材と推測する。「風呂」・「洗面室」の腰は目地共一一〇ミリメートル角のタイル張りであった。昭和三〇年代以降の修理で新設された。解体していないので詳細は未調査である。

第二項 建具

板戸 開き戸の丁番は、すべて取替えられていた。「便所前室」北面東間は欠失していたが、丁番の痕跡と鋼製ラッチが残っていた。戸板は真鍮の丸頭釘であった。すべて当初と推測する。

ガラス戸 「縁」西面のガラス戸は主屋「北縁（西）」と同じ意匠で、ネジ締めも同じであった。オスネジの軸棒がメスネジの本体から分離するもので、主屋「北縁（西）」以外にも「取次」・「炊事場」、奥座敷棟でも使われていた（第二部第二章第二節第一四項参照）。「洗面室」のネジ締めは開錠してもオスネジがメスネジの受けに引っかかるものであった。透明ガラスには歪みが入っていた。すべて当初と推測する。



写真 2-10、ネジ締め

区分	使用箇所	形式	寸法(尺) 3尺=3.00			適用	備考 「」は墨書	修理 方針	推定年代
			幅	内法 高	見込				
板 戸	縁 北面	棧戸 スイングドア	2.65	5.80	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、 縦板3枚剥、鋼製取手、鋼製ラッ チ、スイング丁番	-	現状 維持	当初
	縁 東面北間	棧戸 片引き	2.40	5.80	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、 縦板3枚剥、堀込引手	-	現状 維持	当初
	縁 東面中間	棧戸 引違い	2.87	5.80	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、 縦板3枚剥、鋼製引手	-	現状 維持	当初
	便所前室 北面西間	板戸 片開き	2.30	5.80	0.10	縦框、中棧6通り、縦板透かし張 り、南面4枚、北面3枚、スイン グ丁番、鋼製ラッチ	-	修理	当初
	濡れ縁 西面南間	棧戸 引違い	2.40	5.80	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、 縦板3枚剥、堀込引手	-	現状 維持	当初
ガ ラ ス 戸	縁 西面	腰付ガラス戸 4枚引違い	3.69	6.10	0.10	縦框、上棧、下棧、腰框、縦腰 板4枚剥、中棧縦2通り、横3通 り、透明ガラス、ネジ締り錠、 鋼製戸車	-	修理	当初
	便所前室 南面西間	ガラス窓 引違い	1.73	1.45	0.07	縦框、摺棧、上棧、組子縦4通 り、横5通り、曇りガラス	-	修理	当初
	便所前室 西面	ガラス窓 引違い	2.11	2.88	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通 り、曇りガラス、鋼製角レー ル、鋼製戸車	-	修理	当初
	便所東室 北面	ガラス窓 引違い	1.37	2.88	0.09	縦框、上棧、下棧、曇りガラ ス、鋼製角レール、鋼製戸車	-	現状 維持	当初
	便所西室 北面	ガラス窓 引違い	1.86	2.88	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧縦1通 り、曇りガラス、鋼製角レー ル、鋼製戸車	-	修理	当初
	便所西室 西面	ガラス窓 引違い	2.11	2.88	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通 り、曇りガラス、鋼製角レー ル、鋼製戸車	-	現状 維持	当初
	洗面室 東面	ガラス窓 引違い	2.45	3.77	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通 り、横1通り、曇りガラス、ネ ジ締り錠欠失、鋼製角レール、 鋼製戸車	-	修理	当初
	洗面室 南面	ガラス窓 引違い	2.37	3.77	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦1通 り、横1通り、曇りガラス、ネ ジ締り錠欠失、鋼製角レール、 鋼製戸車	-	修理	当初
	風呂 北面	ガラス窓 4枚引違い	2.45	2.98	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧縦1通 り、横1通り、曇りガラス、鋼 製角レール、鋼製戸車	-	修理	当初
	風呂 東面	ガラス窓 引違い	2.88	1.82	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通 り、曇りガラス、鋼製角レー ル、鋼製戸車	-	修理	当初
サ ア ル ミ シ ミ	廊下 北面	片開き	750 mm	1754 mm	30mm	型ガラス、鋼製丁番、アルミガ ラリ	-	現状 維持	昭和30年代 以降
	廊下 東面南間	片開き	770 mm	1777 mm	30mm	型ガラス、握り玉、シリンダー サムターン、鋼製丁番	-	現状 維持	昭和30年代 以降
	洗面室 西面	引違い	1683 mm	1778 mm	30mm	型ガラス	-	現状 維持	昭和30年代 以降
	風呂 東面	引違い	1685 mm	560 mm	27mm	型ガラス、アルミパネル、クレ ゼント錠	-	現状 維持	昭和30年代 以降
	欠失	便所前室 北面東間	片開き	2.30	5.80	-	-	現状 維持	-

図 2-6、建具調査表



写真 2-11、便所前室手洗器

アルミサッシ 「風呂」東面・「洗面室」く「廊下」境・「廊下」東面のアルミサッシは、昭和三〇年代以降に新設された。

第一三項 設備

「便所前室」の手洗器は当初と推測するが、水栓金具は取替えられていた。設備機器の取替・新設は、昭和三〇年代以降に横山茂氏が行ったものである。「便所」の便器・「洗面室」の洗面台も取替えられ、給排水設備も新設されていた。当初の便所は汲取り式であった。「風呂」浴槽も取替えられていたが、西蔵に木製の風呂桶が残っていた。横山茂氏によると、「風呂」を改造する前に置かれていたもので、壊れたとき困らないように二槽あったといわれている。

第三節 後世の修理経過

第一項 建築年次

屋根葺替と部分修理だったので、棟札や、部材に建築年次を記した墨書などは発見できなかったが、昭和八年（一九三三）作図の「史蹟指定時の図面」が史料として残っている（第一部第二章第五節参照）。

「史蹟指定時の図面」に描かれている新風呂便所棟の間取りは、修理前の新風呂便所棟の間取りと同じであることから、昭和八年（一九三三）には建築されて、旧山崎家住宅が「史蹟指定時の図面」に描かれている建物配置の間取りになったのは明治四四年（一九一一）と考えられる（第二部第二章第三節第三項参照）。「風呂」・「洗面所」の壁下地にレンガが使われており、外壁・鯔子下見板張りを柱に固定するマイナス頭のビスと同じものが、主屋「式台」天井にも使われていた（同章第二節第九項二腰板参照）。また軒桁のコガエリの加工が奥座敷棟と類似していた（同章第二節第四項参照）。さらにガラス戸のネジ締めが主屋「式台」・「北縁（西）」・奥座敷棟と同一のものであった（同章第二節第一二項ガラス戸参照）。主屋「式台」の増築は、棟札から明治四四年（一九一一）であることが判明した（第二部第五章第一節第二項参照）。以上から、新風呂便所棟は明治四四年に九代淳一郎によって建築されたと推測する。

第二項 昭和三〇年代以降の修理・改造

昭和三十一年、山崎家から屋敷の管理を委託された横山茂氏は、主屋の改造を行った（第二部第二章第三節第五項参照）。同じように新風呂便所棟も改造されているので列記する。

便所 便器取替、給排水設備新設。

風呂 浴槽・給排水設備新設、床・腰タイル新設、壁樹脂系塗料塗り、出入口アルミドア新設、東面両開き戸を撤去しモルタル塗りとアルミサッシ新設。

洗面室 床・腰壁にタイル張り新設、腰上に樹脂系塗料塗り、西面にアルミサッシ新設、洗面台・給排水設備新設。

廊下 東面南間にアルミドア新設。

縁 化粧屋根裏天井北側部分の瓦葺替と天井板・垂木・広小舞等の取替。

第三項 当初の間取り

新風呂便所棟の当初の間取りは「史蹟指定時の図面」にみることもできる。間取りとしては修理前と同じで、昭和三〇年代以降に横山茂氏によって部分的に室内の改造がなされた。

便所前室 設備機器は取替えられているが、その他は当初の状態と推測する。

便所 設備機器は取替えられているが、その他は当初の状態と推測する。

風呂 天井は当初の状態と推測する。東面外壁にはアルミサッシが新設されモルタルが塗られているが、「ちい」柱東面には丁番が残されていた（図版二三・二四参照）。モルタルが布石まで達していることから、サッシ上の中敷居から布石まで、内法高五尺八寸の両開き建具が吊られ、床は土間だったと考えられる。北面外壁の鯔子下見板張りを外したところレンガが積まれていたので、北面窓下はレンガ下地のモルタル塗りで、土間もモルタル塗りと考えられる。主屋西側の坪庭を清掃したところ、土間はレンガ敷きでモルタルが塗られていた。解体していないので未調査だが、「風呂」の土間も同様と推測する。なお明治四四（一九一一）には主屋の「通り庭」・「炊事場」・「向い台所」も増改築されている（第二部第二章第三節第一九・二〇項参照）。一代良太郎氏・弟の文三氏・横山茂氏によると、「通り庭」東側のカマドには焚口が二つあって、

大きな釜でお湯を沸かしていたとのことだった。「風呂」東面の両開き建具は、主屋のカマドで沸かしたお湯を「風呂」の浴槽へ運ぶための出入り口だったと考えられる。以上から当初はモルタル塗りの土間と腰壁で、東面にお湯を運ぶための両開き建具があったと推測する。

洗面室 天井は当初の状態と推測する。東西五尺×南北六尺の広さだが、大和張りの天井が「廊下」まで張られていた。「史蹟指定時の図面」に描かれている「洗面室」の大きさは、大和張りの天井と同じである。また「史蹟指定時の図面」に描かれている「洗面室」には板敷きらしい床の線と、東間に流し台らしいものが描かれている。「史蹟指定時の図面」に描かれている「洗面室」の「風呂」境は不明だが、出入り口があったと考えられる。解体していないので詳細は未調査である。以上から当初は東西九尺×南北六尺の広さで、床は板張り、東面に流し台を備えていたと推測する。

廊下 北側は「洗面室」の一部であった。東面南間はアルミドアだが、無目敷居に方立の柄穴が残されていたことから、当初は片引き戸であったと推測する。
縁 当初の状態と推測する。
濡れ縁 当初の姿を踏襲していると推測する。

第四項 新風呂便所棟の変遷

前身建物 「掛川行在所平面図」（第一部第二章第五節参照）には修理前と違う平面形状の建物が描かれていて、北側が主屋部で南側が突出部である。主屋部は南北三室で北間に大便室・中間に小便室らしい表記があり、南間は白抜きだが風呂と考えられる。三室の南西には縁もしくは濡れ縁を廻らす。南側突出部は西側を縁もしくは濡れ縁を設け、東側は板敷の表記と考えられる。便所と風呂らしき設備を備えていることから、新風呂便所棟の前身建物と推測する。なお南側突出部の間取りは前身建物と修理前が類似しているので、新風呂便所

棟の南側突出部は前身建物の一部が残っている可能性がある。前身建物の建築年次は不明だが、明治十一年（一八七八）を回想して描かれた「掛川行在所平面図」に記されているので、主屋が建築された安政三年（一八五六）～明治十一年と推測する。

明治四四年 第二章第四節第一項で述べたように、新風呂便所棟は九代淳一郎の結婚に備えて主屋を増改築した明治四四年と推測する。当初の間取りは同章第三節第三項で述べたとおりである。一一代良太郎氏・弟の文三氏によると、新風呂便所棟はお客さん用の風呂と便所で、自分たちが子供のころ、風呂は主屋の五右衛門風呂、便所は奥座敷棟の設備を使っていたということであった。
昭和三〇年代以降 昭和三十一年から屋敷を管理した横山茂氏によって改造された部分は同章第三節第二項で述べたとおりである。

第五項 計画図

旧山崎家住宅に保管されていた史料から『山崎家児供室新築設計画図 縮尺百分ノ一』の表記がある図面が発見された（第四章参照）。用紙はB5サイズよりやや大きめの半透明のトレーシングペーパーで、全体にシワが多く保存状態は良くなかった。一階と二階の平面図のみ描かれていて、通り真寸法は尺表記である。平面形状は一階が主屋部と南側突出部で構成され、主屋部の中央に一階より面積の小さい二階が載るが、屋根は描かれていない。柱は黒四角、壁面は一階を一本線、二階を二本線で描き、建具の引違いや開き戸は現在の図面の表記と同じである。開口部外側の破線は格子と考えられる。

主屋部の一階は東側に風呂・洗面室・便所の水周りを配し、西側に「床」・「タナ」・「押入」を備えた八畳の「小児室」を設け、南西には「縁側」を配している。二階は一階「小児室」の上に八畳の「勉強室」、南西に縁側を配している。この計画図が何時描かれたかは、年号が表記されていないので不明である。

しかし「手島建築事務所之印」の印鑑が捺印されている。旧山崎家住宅の歴史を調査している「以善会」に所属されている和田厚氏（第一部第二章第二節参照）によると、印鑑にある手島建築事務所の手島氏は、掛川市西隣りの袋井市にある静岡県立袋井商業高等学校の出身で、昭和二〇年代以降に活動された人物であるという。また、一一代良太郎氏は昭和一六年（一九四一）の生まれであることから（第一部第二章第一節第一二項参照）、計画図にある『山崎家児供室新築仮計画図』の「児供」は、一一代良太郎氏を示すと考えられる。

修理前の新風呂便所棟は、前身建物を解体し、明治四四年（一九一一）に九代淳一郎によって建てられたと考えられる（同章同節第一項参照）。南側突出部の間取りをみると、修理前の新風呂便所棟の南側突出部とは大きく変わらない。また通り真寸法の表記もない。以上からこの計画図は、南側突出部を残し修理前の新風呂便所棟の主屋部を増改築する計画を表したものと推測する。ただし計画図には風呂・便所廻りにも通り真寸法の記載がないが、詳細は不明である。

第四節 復原考察

第一項 軸組

柱脚は樹脂で補強したが、その他はすべて現状維持とした。

第二項 小屋組

隅木・垂木・広小舞・登り小舞・化粧裏板・瓦座・野小舞は、破損個所を部分解体して修理した。その他はすべて現状維持とした。

第三項 屋根

土居葺きをアスファルトルーフィングとし、瓦は空葺きとした。

第四項 外壁

腰の彫子下見板張りは、取外して破損部分を修理し復旧した。土壁は部分的に剝離している箇所をコソゲ落とし上塗替えた。その他はすべて現状維持とした。

第五項 内部

便所前室 剝離していた漆喰を部分的に剥がし部分塗替えた。小屋裏に新設した自動火災報知設備の点検用として点検口を設けた。

便所 剝離していた漆喰を部分的に剥がし部分塗替えた。

風呂 現状維持とした。

洗面室 現状維持とした。

廊下 剝離していた半田塗りを部分的に剥がし部分塗替えた。

縁 剝離していた半田塗りを部分的に剥がし部分塗替えた。

濡れ縁 縁板・縁束の破損個所を繕い、その他は現状維持とした。

物入 現状維持とした。

第六項 建具

破損している部分を修理し、その他は現状維持とした。

第七項 設備

コンセント設備・自動火災報知設備を新設した。電気配線は鉄製配管を新設して配線を行った。

第三章 耐震診断

第一節 概要

建物概要

所在地 静岡県掛川市南西郷八三八番地

建築年 明治中期

規模・構造 正面七・九m、側面八・五m、木造平屋建、寄棟造、棧瓦葺、接

統部を除く三面に庇を廻らし棧瓦葺。

軒の出 九〇〇mm

軒高 三、〇〇〇mm（限界体力計算上）

仕 様 屋根 棧瓦葺

外壁 土壁+板張り、漆喰塗

基礎 敷石基礎

調査結果

小屋裏、床下、柱土台等に腐朽材があり、損傷の部材は根継補修または部材取替を行い全体を安定した状態に整備する。

診断および補強設計の方法

木造住宅の耐震精密診断等では、壁量の少ない伝統建築の正しい評価は難しい。

よって、限界体力計算方による木造軸組工法の耐震設計法によって診断する。

その骨子は大地震として四五〇_{eq}の地震動を想定し、当建物の応答が1

／30radに収まるか否かによって耐震性能を評価する。計算式、部材の復元力特性等は、「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル」による。（木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編纂委員会）

地盤は近隣の掛川市立中央小学校の地質調査結果を参照とし精算法による。柱径が一八cm以上ないので柱の復元力を考慮しない。

当該建物の耐震性能は①X、Yの両方向に設置された土壁、小壁の復元力による。

第二節 診断結果

現況の診断結果について

現況の応答変位はX方向は1/51、Y方向は1/73で、XY方向共1/30の目標値に達している。

まとめ

伝統工法による建物で大口径の柱がないので柱の傾斜復元力を考慮しない。

損傷限界、安全限界検証用の地震動は

告示波を用いた。加速度増幅率 G_s の算定は告示式を用いた。建物の倒壊時の

応答変位は1/10位と考えられている。よって、限界体力計算による応答

変位1/51、1/73は安全限界検証時において耐震性能有りと判断する。

方向	現況
X方向	1/146
Y方向	1/203

損傷限界検証時（告示波）
1/120 以下なら OK

方向	現況
X方向	1/51
Y方向	1/73

安全限界検証時（告示波）
1/30 以下なら OK

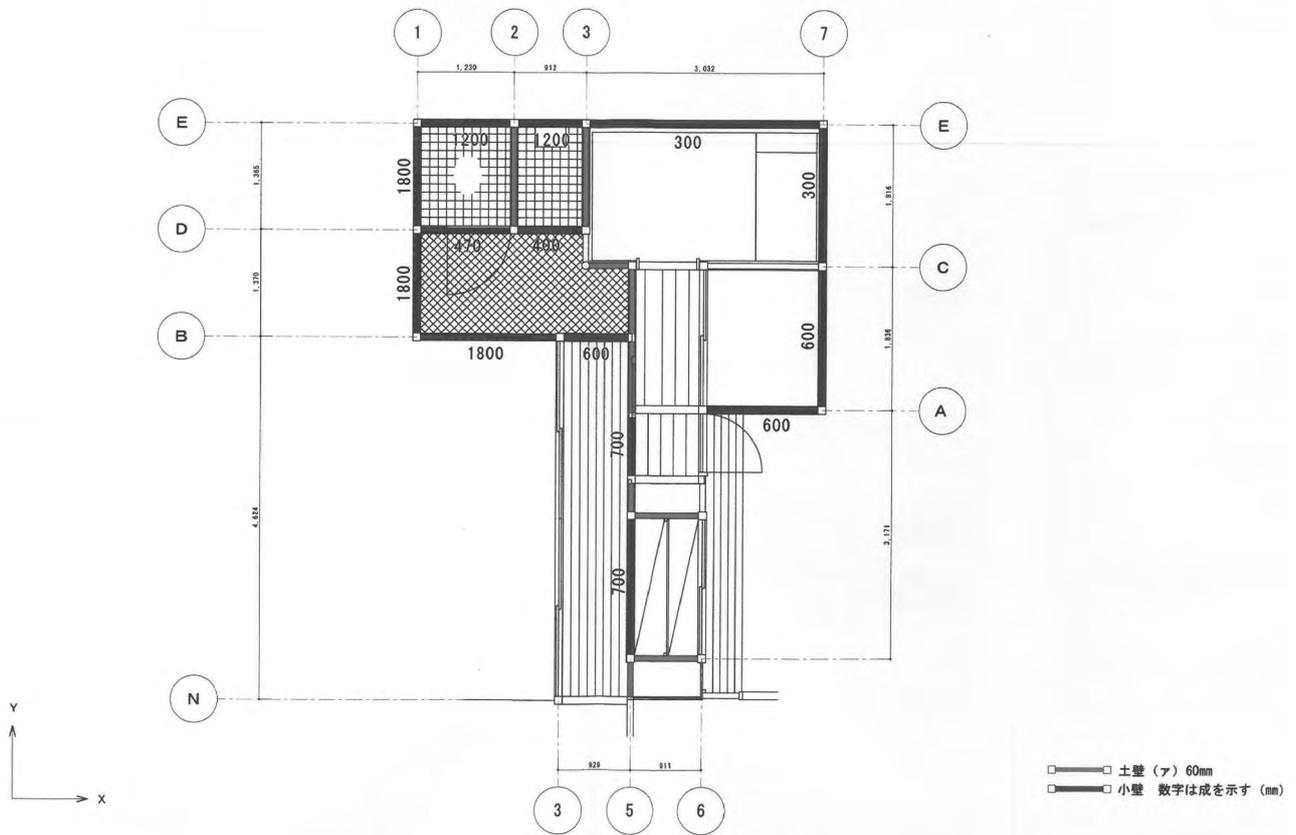


図 3-1、壁伏図

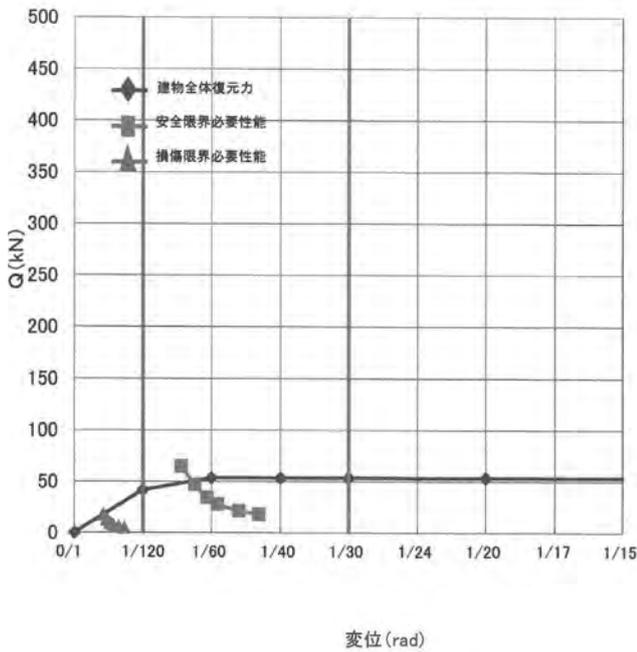


図 3-3、竣工時に復元後の Y 方向性能評価と応答値

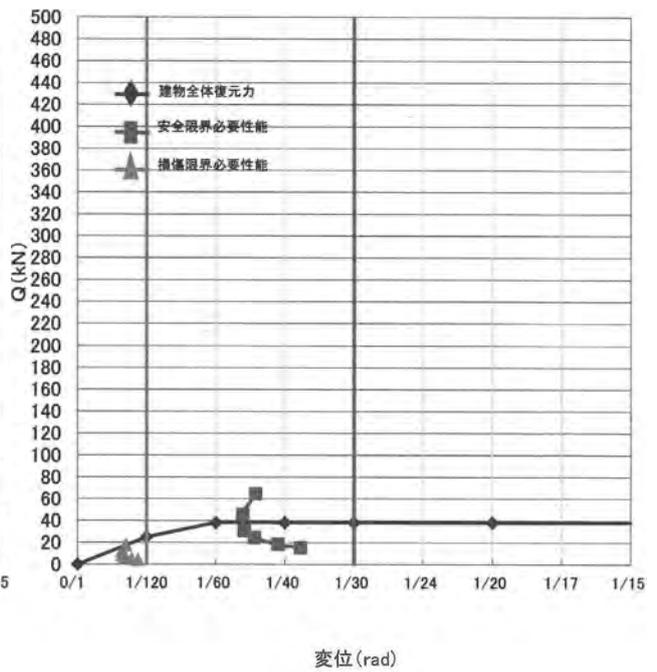


図 3-2、竣工時に復元後の X 方向性能評価と応答値

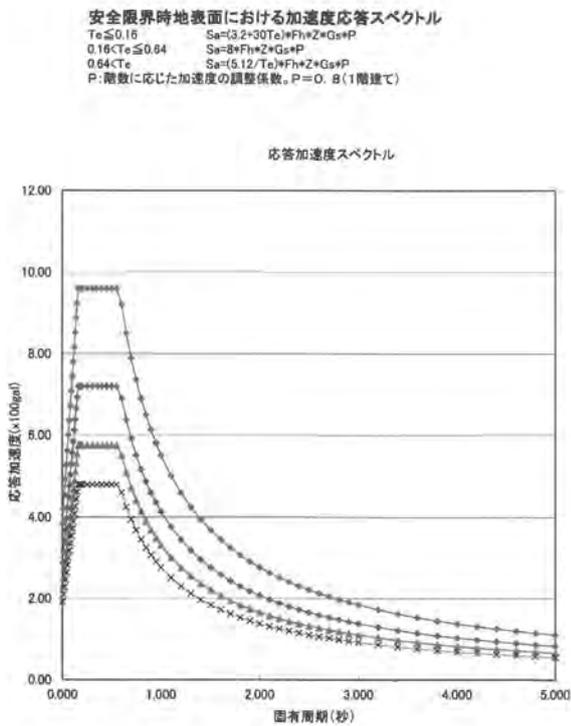


図 3-5、加速度応答スペクトル

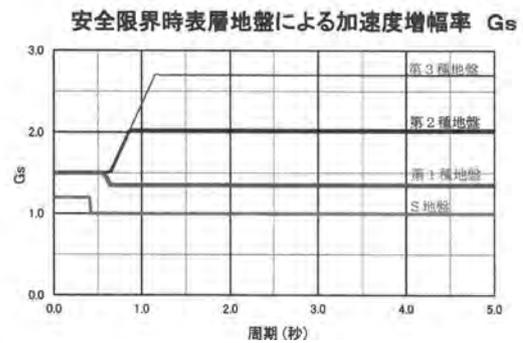
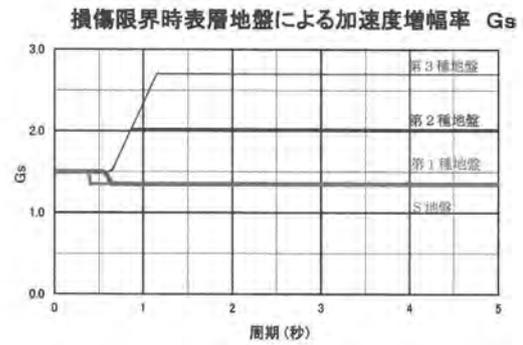


図 3-4、表層地盤による加速度増幅率 G_s

損傷限界検証時(告示波)

1/120以下ならOK

方向	現況	補強後	補強方法
X方向	1/146	-	補強なし
Y方向	1/203	-	補強なし

安全限界検証時(告示波)

1/20以下ならOK

方向	現況	補強後	補強方法
X方向	1/51	-	補強なし
Y方向	1/73	-	補強なし

* 建物の倒壊時の応答変位は1/10位と考えられています。

よって、限界耐力計算による応答変位1/51, 1/73は安全限界検証時において耐震性能と判断する。

図 3-6、検証結果のまとめ

第四章 資料

第一節 史料

第一項 計画図



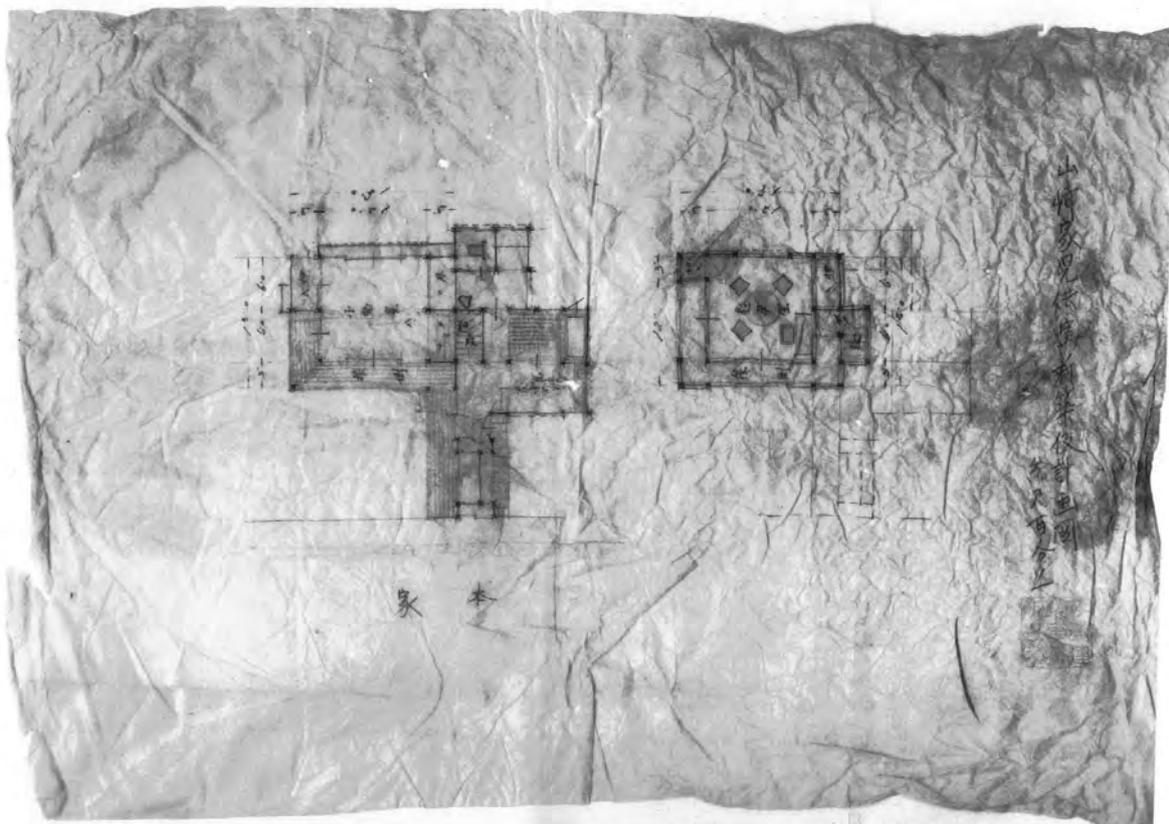
1、タイトル部分

「山崎家児供室新築仮計画図」
縮尺百分ノ二



2、印鑑部分

手島建
建築事務所
之印



3、全体

図 4-1、『山崎家児供室新築仮計画図』掛川市蔵

图

版



1-1、竣工 外観 南西面



1-2、修理前 外観 南西面



2-1、竣工 外観 北西面



2-2、修理前 外観 北西面



3-1、竣工 外観 北面



3-2、修理前 外観 北面



4-1、竣工 外観 南東面



4-2、修理前 外観 南東面



5-1、竣工 便所前室 北面



5-2、修理前 便所前室 北面



6-1、竣工 便所前室 西面



6-2、修理前 便所前室 西面



7-1、修理前 脱衣室・廊下 南東面



7-2、修理前 脱衣室・廊下 南東面



8-1、竣工 廊下 北東面



8-2、修理前 廊下 北東面



9-1、竣工 風呂 北東面



9-2、修理前 風呂 北東面



1、南側突出部東面



2、主屋部南東面



3、主屋部北西面



4、南側突出部西面

10、解体前瓦葺



1、南側突出部東面



2、主屋部南東面



3、主屋部北西面
11、葺土



4、南側突出部西面



1、南側突出部東面



2、主屋部南東面



3、主屋部北西面



4、南側突出部西面



5、主屋部と南側突出部取合いの捨谷
12、土居葺



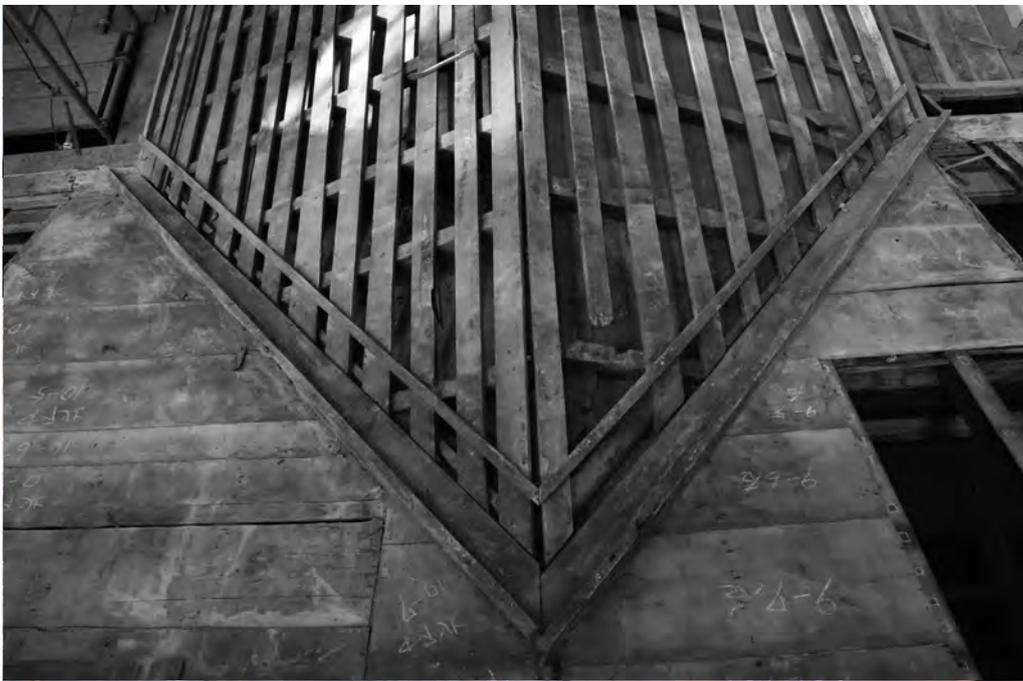
2、主屋部北西面



1、主屋部南東面



3、主屋部と南側突出部との取合い



4、南側突出部と主屋北下屋との取合い

13、化粧裏板・野小舞



2、化粧裏板



1、軒先状況



4、隅



3、広小舞・淀



5、化粧隅木・化粧垂木・登り化粧小舞

14、軒廻り詳細



1、化粧隅木修理前



2、化粧隅木修理後

15、主屋部北西隅木修理状況



2、同右

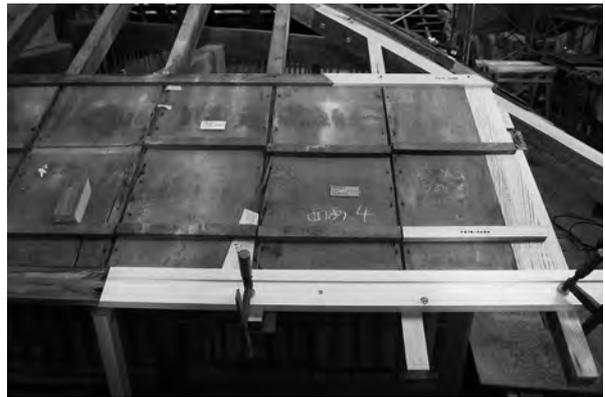


1、化粧裏板修理



4、軒廻り修理

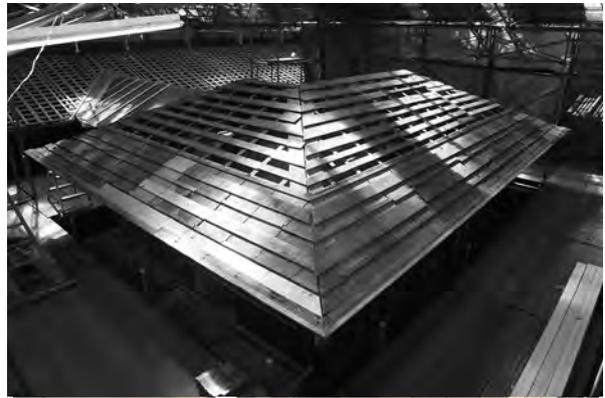
16、軒廻り修理



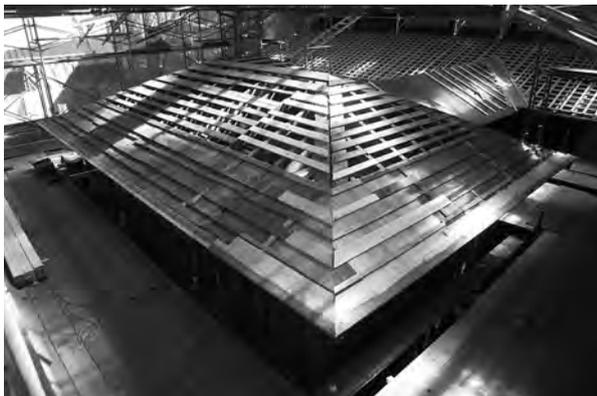
3、広小舞修理



1、主屋部南東面

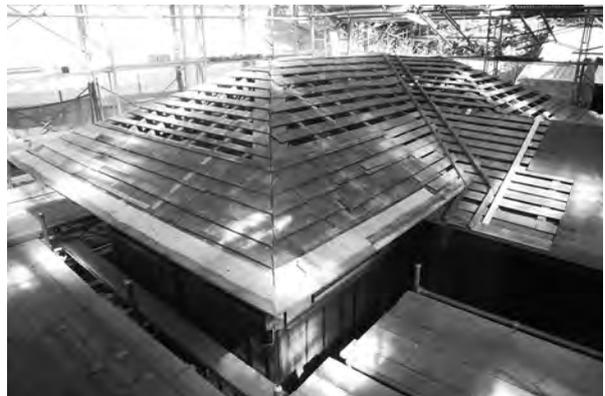


2、主屋部北東面



3、主屋部北西面

17、野小舞修理



4、主屋部南西面



1、南側突出部東面



2、主屋部南東面



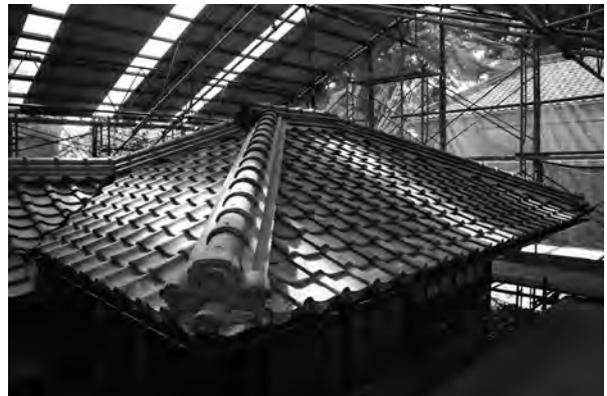
3、主屋部北西面
18、土居葺・瓦空葺下地



4、南側突出部西面



1、南側突出部東面



2、主屋部南東面



3、主屋部北西面

19、瓦葺



4、南側突出部西面



2、便所（西）北面外部



1、便所前室西面外部



4、洗面室東面外部

20、庇子下見板背面壁状況



3、風呂北面外部



2、便所（西）床下

21、床下状況



1、便所前室床下



2、便所（東）西面

22、上塗コソゲ



1、便所前室南面

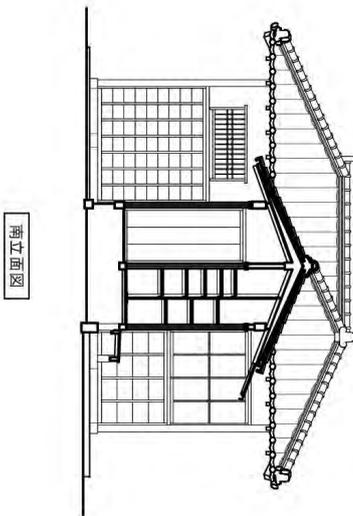
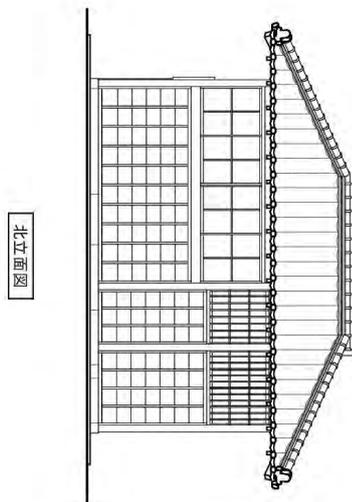
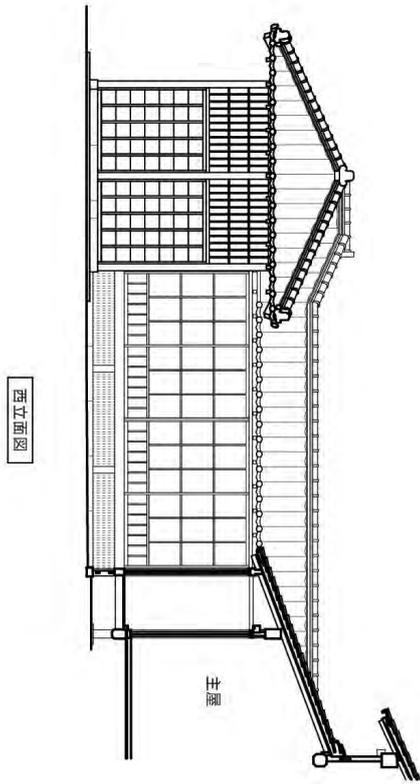
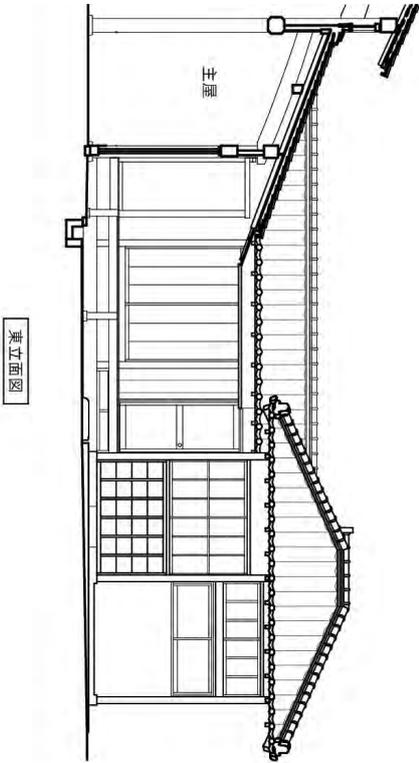


23、外部東面

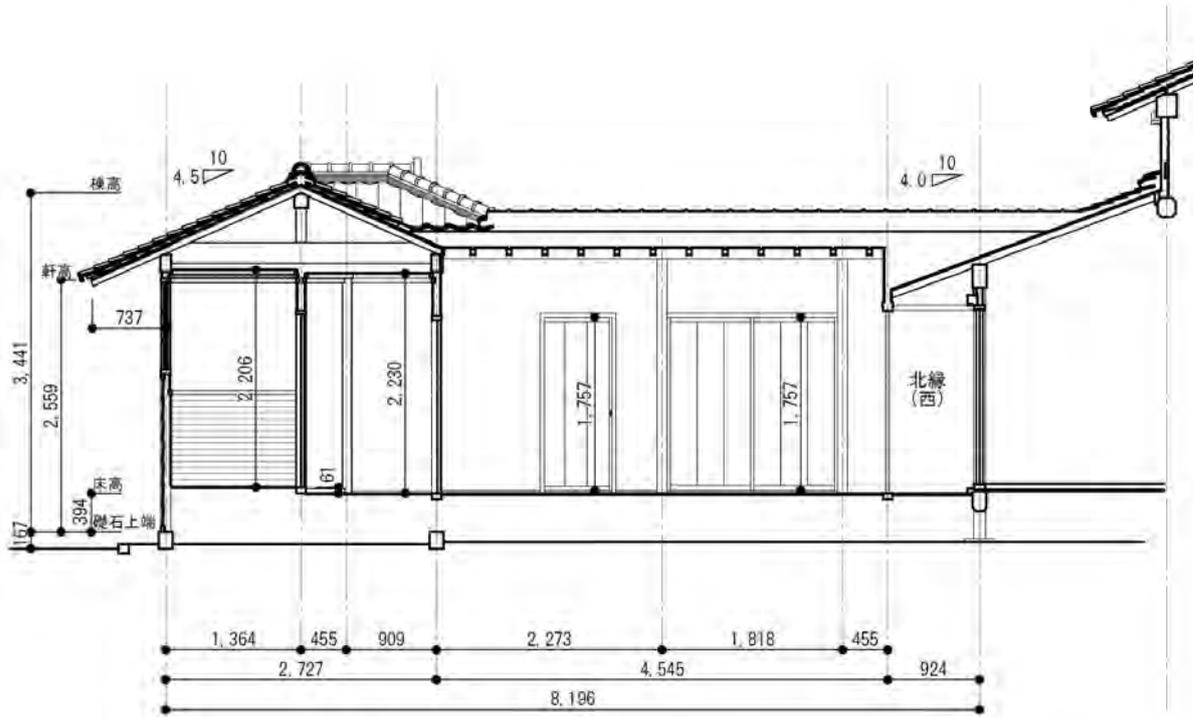


24、外部東面北間

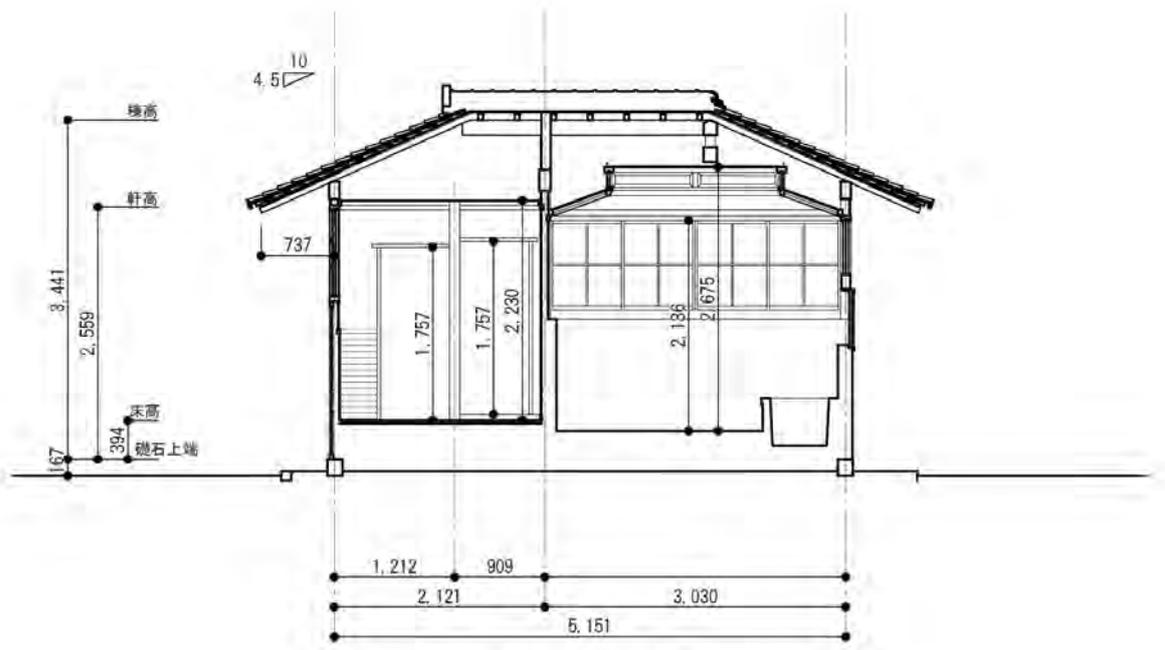
圖
面



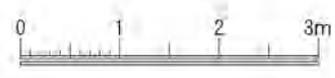
第 2 图、修理前·竣工 立面图



梁間断面图



桁行断面图



第3图、修理前・竣工 断面图

掛川市指定文化財 松ヶ岡（旧山崎家住宅）
主屋・新風呂便所棟 保存修理工事報告書

令和六年一二月吉日

編集 一般財団法人 京都伝統建築技術協会

〒六〇六・〇八〇五 京都市左京区下鴨森本町一五 生研ビル内

TEL 〇七五―七八一・三二四五

発行 掛川市

〒四三六・八六五〇 静岡県掛川市長谷一・一・一

TEL 〇五三七・二一・一一五八

印刷 株式会社アビサレ

〒四三六・〇〇三八 静岡県掛川市領家八六四・一

TEL 〇五三七・二四・二三〇一

正 誤 表

以下について誤りがございましたので、正誤表にて訂正させていただきます。

頁	誤	正
20頁上段6行目	昭和一六年（一九四一）生まれ で、	昭和一七年（一九四二）生まれ で、
21頁図2-4最終行	昭和16年（1941）生～	昭和17年（1942）生～
145頁上段8行目、写真2-13 中 363頁写真2-6中 364頁上段8行目	灯台	トウダイ